松くい虫等防除事業請負

特記仕様書

記　録　写　真　仕　様　書

（写真の提出）

１．作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。なお、提出部数については、２部とする。

（準備器材）

２．写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。

ア　写真機（予備を用意しておく）

イ　作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

（写真撮影）

３．写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

ア　被写体には、必ず２．イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。

イ　撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。

ウ　提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6㎝×11.2㎝）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

エ　作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。

オ　作業前、作業中（作業功程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
　ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は１林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所で撮影すればよいものとする。

（写真整理）

４．撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

５．デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。

ア　画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ　記録形式はＪＰＥＧとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

ウ　有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

エ　印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で３年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

６．この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員　にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

（ナラ枯れ防除）

伐　倒　く　ん　蒸　作　業　仕　様　書

１　作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。

２　本作業の区域は別紙図面のとおりであり、該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示 については、胸高部に黄色ビニールテープで鉢巻き、地際にナンバーテープ又は赤スプレーで標示しているので全て伐倒すること。

　止むを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

３　該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。

４　伐点は地上高30㎝以下とし、ツル等を切除して伐採断面を平滑にしたうえ、薬剤が浸透しやすいようにチェンソーで切れ込みを入れること（別紙のとおり）。

５　集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。

６　枝条部分は、長さ50㎝程度に切断し、幹とは別に集積すること（くん蒸は要しない）。

７　伐倒した幹は、長さ1.0ｍ程度に切断し、薬剤が浸透しやすいようにチェンソーで切れ込みを入れること（別紙のとおり）。

８　切断した幹の集積に当たっては、被覆時に破れが生じないよう、端部を処理しておくとともに、切片もシート内に入るよう集積すること。また、地面に接する面を小さくし、くん蒸の効果が十分得られるよう、枕材を下部に入れること。なお、４で切除したツル等も併せてくん蒸すること。

９　伐根及び集積した幹は、全体をシート（生分解性でガスバリア性が高いシートを使用することとする。）で覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなくカーバム剤の場合にあっては１㎥当たり１ℓ、カーバムナトリウム塩液剤の場合にあっては１㎥当たり0.75ℓを上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。

１０　シートの継ぎ足しはしないこと。また、被覆時に万が一破れが生じた場合には、耐久性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。

１１　被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。

１２　薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。

１３　使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。

１４　薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。

１５　作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。

１６　この仕様書により難い場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

別紙

切れ込みの深さは５㎝程度とする。

丸太

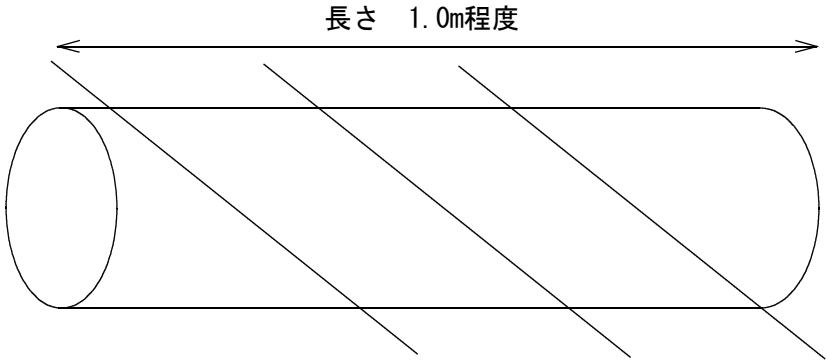

切れ込みは末口30㎝までは斜めに片側３箇所
末口30㎝以上は両側３箇所ずつ

伐根部

側面図

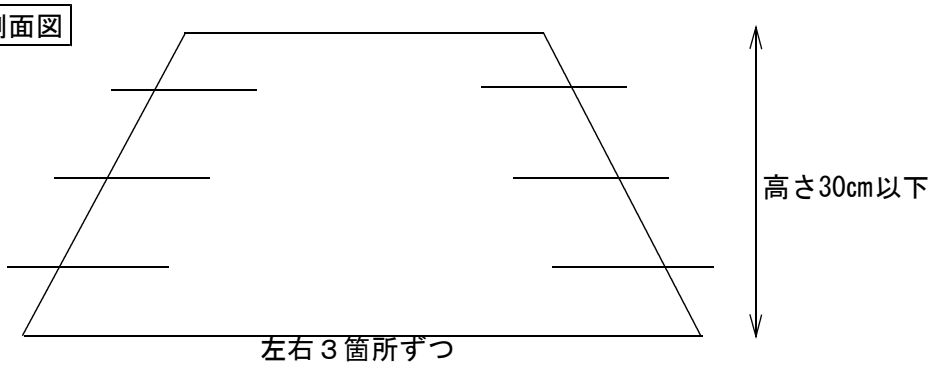

左右３箇所ずつ

平面図

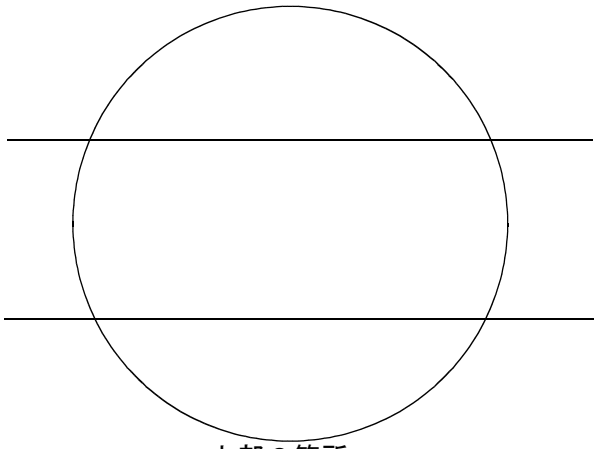

上部２箇所

（松くい虫防除　ナラ枯れ防除）

薬剤仕様書

１　作業名　松くい虫防除、ナラ枯れ防除（伐倒くん蒸）

２　指定薬剤
①農林水産省農薬登録済であること。
②農薬の種類、有効成分、１m3当たり使用量
カーバム剤（Ｎ－メチルジチオカルバミン酸アンモニウム５０．０％）
被覆内容積１m3当たり１，０００ｍｌ
又は
カーバムナトリウム塩液剤（ナトリウム＝メチルジチオカルバマート４０．０％）
被覆内容積１m3当たり７５０ｍｌ
若しくは
カーバムナトリウム塩液剤（ナトリウム＝メチルジチオカルバマート４２．０％）
被覆内容積１m3当たり７５０ｍｌ

③人畜毒性：普通物
④適用木名：松伐倒木、ナラ伐倒木
⑤適用害虫名：マツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリ（幼虫）、カシノナガキクイムシ

３　くん蒸箇所　事業内訳書及び別添図面のとおり

４　その他
①特記仕様書のとおり
②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

（松くい虫防除）

伐　倒　駆　除　作　業　仕　様　書
（くん蒸）

１　作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。

２　本作業の区域は別紙図面のとおりである。

３　契約後は事業計画書を提出するものとする。

４　該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色ビニールテープで鉢巻き標示しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

５　伐根は努めて低くすること。

６　該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。

７　集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。

８　伐倒した幹及び枝条はくん蒸用シート（生分解性シートを使用することとする）で被覆できるよう、長さ１．８ｍ以内に切断し、枝条を下に幹を上に集積すること。なお、これにより難い場合は監督職員の指示を受けること。

９　集積に当たっては、地面に接する面を小さくし十分な効果が得られるよう、枕材を下部に入れること。

１０　集積した駆除材全体をシートで覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなく薬剤を1m3当たり1ℓまたは0.75ℓを駆除材上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。

１１　被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。

１２　薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。

１３　使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。

１４　薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。

１５　作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。

１６　この仕様書により難い場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

（松くい虫防除）

特　別　伐　倒　駆　除　作　業　仕　様　書
（破砕・焼却）

１　作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。

２　本作業の区域は別紙図面のとおりである。

３　契約後は事業計画書を提出するものとする。

４　該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色ビニールテープで鉢巻き標示し、赤スプレーで標示しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

５ 伐根は努めて低くすること。

６　伐倒した販売可能な材は、長さ１．８ｍ以内に造材し、林外へ搬出し集積すること。

７　販売可能な材以外（枝条含む）については、全て確実に処理（破砕又は焼却）すること。

８　破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが６ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合にあっては、１５ミリメートル）以下となるようにすること。

　なお、現地で破砕処理された材片は、一部に山積みにならないようにすること。

９　焼却する場合は、現地で焼却せず焼却施設にて行うこと。枝条を含めて全て確実に搬出し契約期日までに焼却処理すること。

　なお、焼却施設への搬入にあたっては、被害木の移動について事前に報告し、移動証明書の交付を受けること。焼却終了をもって処理完了となるため、焼却施設での処理を行ったことが確認できる証明書（伝票等の写し等）を提出すること。

１０　この仕様書により難い場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

（共通）

伐　倒　駆　除　作　業　仕　様　書
（枯損木処理（伐倒集積））

１　作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。
２　本作業の区域は別紙図面のとおりである。
３　契約後は事業計画書を提出するものとする。
４　該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部にナンバーテープで標示しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
５　伐根は努めて低くすること。
６　該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
７　集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
８　伐倒した幹及び枝条は長さ１．８ｍ以内に切断し集積すること。なお、これにより難い場合は監督職員の指示を受けること。
９　作業終了に際しては、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。
１０　この仕様書により難い場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。